第十二条　第二条の規定の施行の際現に単位地域内に営業所を有するタクシー事業者（法人である者を除く。）は、平成二十八年三月三十一日までの間、新タクシー特措法第四十六条第一項の規定にかかわらず、当該営業所に配置するタクシーに自ら乗務するときは、同項の規定による個人タクシー事業者乗務証を当該タクシーに表示することを要しない。

第十三条　附則第九条から前条までに規定するもののほか、第二条の規定の施行前に旧タクシー特措法（これに基づく命令を含む。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、新タクシー特措法（これに基づく命令を含む。）に相当する規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

（道路運送法の一部改正に伴う経過措置）

第十四条　この法律の施行前に第三条の規定による改正前の道路運送法（これに基づく命令を含む。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、同条の規定による改正後の道路運送法（これに基づく命令を含む。）に相当する規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第十五条　この法律（第二条の規定については、同条の規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十六条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第十七条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（登録免許税法の一部改正）

第十八条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第百二十五号中「第三十四条第二項又は特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」を「第三十四条第二項又は特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に、「第十三条第二項」を「第八条の八第一項（道路運送法の特例）若しくは第十三条第一項」に、「認定又は特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」を「認定又は特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第八条の七第一項（事業者計画の認可）の規定による事業者計画の認可若しくは同法」に、「特定事業計画」を「活性化事業計画」に改め、同号㈡ハ中「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第二条第五項」を「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第二条第六項」に、「特定地域内の営業所に配置する事業用自動車（道路運送法第二条第八項（定義）に規定する事業用自動車をいう。）の合計数を増加することに係る」を「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力を増加させる」に改める。

（国土交通省設置法の一部改正）

第十九条　国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）」の下に「、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）」を加える。

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
国土交通大臣　太田　昭宏

薬事法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年十一月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第八十四号

薬事法等の一部を改正する法律

（薬事法の一部改正）

第一条　薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

目次中「第一条・第二条」を「第一条―第二条」に、「医薬品等の製造販売業」を「医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造販売業」に、「第四章の二　登録認証機関（第二十三条の二―第二十三条の十九）」を「第五章　医薬品の販売業及び医療機器の販売業（第二十四条―第三十八条）第一節　医薬品の販売業、賃貸業及び修理業（第三十九条―第四十条の四）」を「第五章　医療機器の取扱い（第六十三条―第六十五条）第一節　医療機器及び体外診断用医薬品の製造販売業及び製造業等（第二十三条の二―第二十三条の二十一）第二節　医療機器及び体外診断用医薬品の製造販売業及び製造業（第二十三条の二十二―第二十三条の四十二）第六章　再生医療等製品の取扱い（第六十三条の二―第二十三条の二十二）第七章　医薬品、医療機器及び再生医療等製品の製造業（第二十四条―第三十八条）第二節　医薬品、医療機器及び再生医療等製品の販売業、貸与業及び修理業（第三十九条―第四十条）第三節　医薬品、医療機器及び再生医療等製品の販売業（第四十条の五―第四十条の七）」に、「第六章」を「第八章」に、「第七章」を「第九章」に、「第五節　医療機器の取扱い（第六十三条―第六十五条）」を「第五節　医療機器の取扱い（第六十三条―第六十五条の二）第六節　再生医療等製品の取扱い（第六十六条―第六十八条）」に、「第八章　医薬品等の広告（第六十六条―第六十八条）第一節　医薬品等の広告（第六十六条―第六十八条の二）第二節　生物由来製品の特例（第六十八条の三―第六十八条の十一）」を「第十章　医薬品等の広告（第六十六条―第六十八条）第十一章　医薬品等の安全対策（第六十八条の二―第六十八条の十五）第十二章　生物由来製品の特例（第六十八条の三―第六十八条の十一）」に、「第十三章　監督（第六十九条―第七十六条の三）」を「第九章　監督（第六十九条―第七十六条の三）」に、「第九章の二」を「第十四章」に、「第九章の三」を「第十五章」に、「及び希少疾病用医療機器」を「、希少疾病用医療機器及び希少疾病用再生医療等製品」に、「第七十七条の二の六」を「第七十七条の七」に、「第十章」を「第十六章」に、「第七十七条の三」を「第七十八条」に、「第十一章」を「第十七章」に改める。

第一条中「及び医療機器の品質」を「、医療機器及び再生医療等製品（以下「医薬品等」という。）の品質」に改め、「確保」の下に「並びにこれらの使用による保健衛生上の危害の発生及び拡大の防止」を加え、「及び医療機器の研究開発」を「、医療機器及び再生医療等製品の研究開発」に改め、同条の次に次の五条を加える。

（国の責務）

第一条の二　国は、この法律の目的を達成するため、医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保、これらの使用による保健衛生上の危害の発生及び拡大の防止その他の必要な施策を策定し、及び実施しなければならない。